



国保税の納付を忘れずに

【問い合わせ】▷本館市民税課(☎41-3526)
▷各総合支所税務会計係(大迫☎41-3125、石鳥谷☎41-3445、東和☎41-6515)

国民健康保険税(以下「国保税」)の納税通知書は7月中旬に世帯主(納税義務者)宛てに送付します。納付回数は原則7月から翌年2月までの8回ですが、年度途中から国保に加入した人は、届け出をした日の翌月から納付が始まり、納付回数も異なります。

国保税の納付方法には、普通徴収と特別徴収があります。

普通徴収(納付書や口座振替などでの納付)

納付書での納付は市内各金融機関、ゆうちょ銀行・郵便局、コンビニエンスストア、本館収納課、各総合支所税務会計係で行えます(ゆうちょ銀行・郵便局、コンビニエンスストアでの納付は納期限内の納付書に限る)。

また、口座振替やインターネットを活用した「クレジットカード」「ペイジー」「PayPay」によるキャッシュレス決済サービスでの納付も可能です。

※「クレジットカード」「ペイジー」での納付にはシステム使用料がかかります

特別徴収(年金から差し引き)

世帯主が国保加入者で一定の要件に該当する世帯は、国保税が年金から差し引きになる特別徴収になります。なお、特別徴収の人でも、申し出により口座振替に変更することができます。

ただし、国保税の納付状況により変更できない場合もあります。

国保税の軽減・減免制度

●非自発的失業者に係る軽減制度

倒産や解雇などにより離職した人(離職日時点で65歳未満)で雇用保険の「特定受給資格者」または「特定理由離職者」に該当する人は、申告により国保税が軽減されます。

●減免制度

災害による住宅損害や、失業(定年退職、自己都合の退職は除く)などによる大幅な所得減少(前年比50%以上)のため納付が困難な人は、申請により減免が認められる場合があります。申請期限は、納期限の7日前です。



みんなで支える介護保険

【問い合わせ】▷新館長寿福祉課(☎41-3578)▷各総合支所健康福祉係(大迫☎41-3127、石鳥谷☎41-3447、東和☎41-6517)

介護保険は、介護を必要とする本人やその家族が抱えている不安・負担を社会全体で支え合うための社会保障制度です。その財源は、40歳以上の人が納める保険料と、市や国などが負担する公費(税金)で賄われています。

みんなで負担し合うことで、介護が必要になった人は、費用の一部を支払うだけで、さまざまな介護サービスを安心して受けられます。

本年度の介護保険料

■65歳以上の人(第1号被保険者)

本人または世帯の所得状況に応じて、第1～11段階のいずれかに定めた金額となります。

■40～64歳の人(第2号被保険者)

加入している医療保険の保険料に含まれ、その算定方法は、医療保険ごとに異なります。

介護保険料の納め方

■65歳以上の人(第1号被保険者)

特別徴収と普通徴収の2つの納付方法があります。

▷特別徴収(年金からの天引き)

年金が年額18万円以上の人(原則特別徴収になります。保険料は年金の支払い月(年6回)に天引きされます。

▷普通徴収(納付書や口座振替などでの納付)

特別徴収にならない人は、7月上旬に発送する納付書により納付いただきます。納付場所は市内各金融機関、ゆうちょ銀行・郵便局、コンビニエンスストア、本館収納課、各総合支所税務会計係で行えます(ゆうちょ銀行・郵便局、コンビニエンスストアでの納付は納期限内の納付書に限る)。納期は年7回で、第1期の納期限は8月1日(月)です。

また、口座振替やインターネットを活用した「クレジットカード」「ペイジー」「PayPay」によるキャッシュレス決済サービスでの納付も可能です。

※「クレジットカード」「ペイジー」での納付にはシステム使用料がかかります

■40～64歳の人(第2号被保険者)

加入している医療保険の保険料と併せて納めます。



後期高齢者保険証・各種受給者証の更新時期です

後期高齢者保険証・各種受給者証の有効期限は7月31日です。8月からの新しい受給者証などが届いたら記載内容を確認しましょう。

■後期高齢者保険証

75歳以上の人および65歳以上で障がい認定を受けて後期高齢者医療制度に加入している人に交付しています。

8月からの保険証は、7月31日までに郵送します。

＊保険料の納付方法

本年度の後期高齢者医療保険料額の決定通知書と納入通知書を7月中旬に郵送します。

保険料は、原則、年金からの差し引き(特別徴収)です。ただし、受給している年金額などによって差し引きできない場合は、口座振替や納付書による支払い(普通徴収)となります。

■国保限度額適用認定証

国民健康保険の被保険者で、入院または通院で高額な治療を受けている人に交付しています。

＊申請手続きをお忘れなく

引き続き「限度額適用・標準負担額減額認定証(認定証)」を使用する場合は、8月中の申請手続きにより、8月1日からの認定証が交付になります。

申請の際は、①保険証②世帯主と交付を希望される人のマイナンバー(個人番号)が分かるもの③届け出される人の本人確認書類(運転免許証、顔写真付きのマイナンバーカードなど)④1年以内に91日以上入院した人は、入院日数が確認できる医療機関の領収書一をお持ちください。

※別世帯の人が手続きする場合は本人からの委任が必要です

■国民健康保険高齢受給者証

70歳以上75歳未満の国民健康保険被保険者に交付しています。

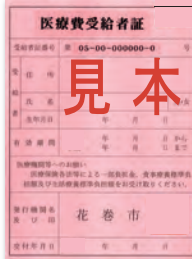
8月からの国民健康保険高齢受給者証は、7月31日までに郵送します。



■医療費受給者証

乳幼児、小学生、中学生、高校生など、妊産婦、重度心身障がい者、心身障がい児、ひとり親家庭、寡婦(夫)の医療費助成の受給者に交付しています。

所得などを確認し、引き続き該当する人に8月からの受給者証を7月31日までに郵送します。



■問い合わせ

●後期高齢者保険証、国保限度額適用認定証、国民健康保険高齢受給者証について

- 本館国保医療課(☎41-3583)
- 各総合支所健康福祉係
大迫(☎41-3127)
石鳥谷(☎41-3447)
東和(☎41-6517)

●医療費受給者証について

- 本館国保医療課(☎41-3584)
- 各総合支所健康福祉係
大迫(☎41-3127)
石鳥谷(☎41-3447)
東和(☎41-6517)

有効期限が切れた保険証や受給者証などは、個人情報保護のため、はさみで細かく切るなどしてから廃棄してください